

コミュニティビジネス等導入フロポータル

～活動拠点として、市営住宅の住戸をお貸しします～

大阪市では、団地や地域のみなさんが、安心していきいきと暮らせる魅力ある住宅地づくりを進めるため、市営住宅の住戸を拠点として、地域コミュニティの活性化につながる活動を行う団体を募集します。

活動内容を提案していただき、外部委員からなる民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議において評価したうえで、大阪市が選定した団体に、当該住戸を拠点とした活動を行っていただきます。

※宗教活動や政治活動や団地住民の迷惑となる活動等は認められません。

NPO 法人等の非営利団体については、使用料 1/2 とする減額措置が受けられます。

たとえば、こんな活動が考えられます！

高齢者の生活支援



高齢者向けの体操やカフェ
介護支援サービス、生活支援サービス
高齢者の寄り合いスペース
交流の場の提供
訪問介護ステーション等のサテライトなど

子育て支援サービス



子育てができるワーキングスペース
子育てサークルの運営、子育て相談
保育サービス
子ども食堂
ベビーシッターや家事サービスなど

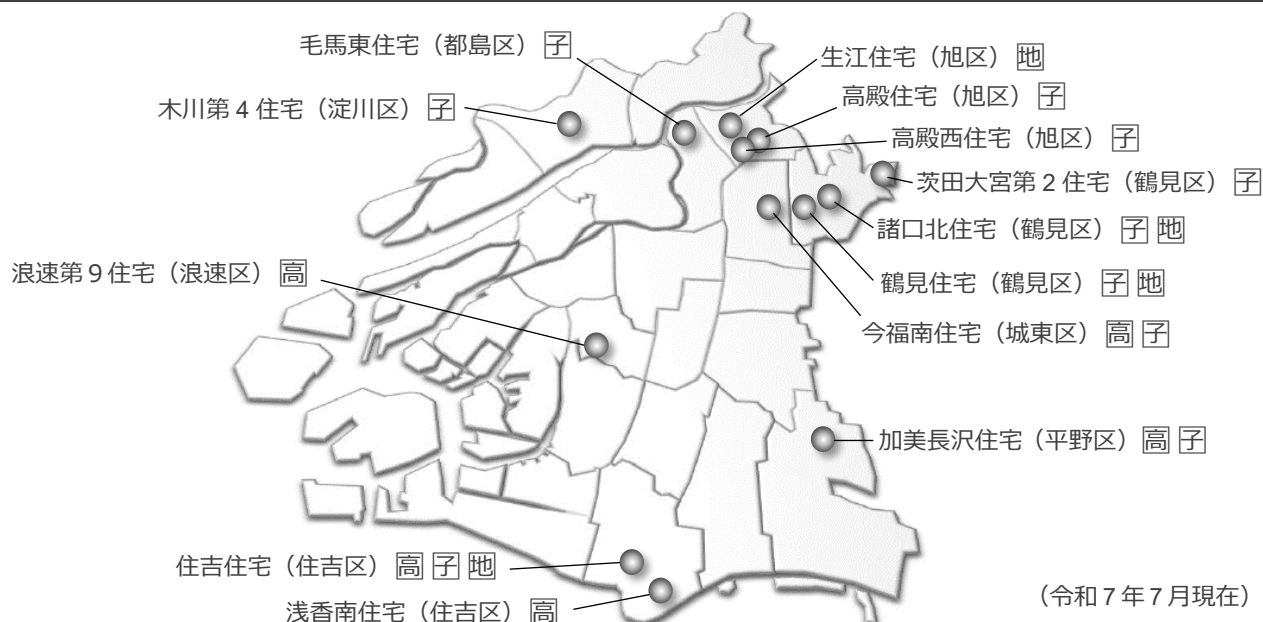
地域コミュニティ



地域のひと達が集える工房や教室等
地域のシルバー人材を活用した、周辺
住民の生活利便性向上のためのサービス提供
花づくり活動などの地域緑化活動など

現在 13 カ所で活動しています！

■ 高齢者の生活支援 ■ 子育て支援サービス ■ 地域コミュニティ



（令和7年7月現在）

住戸の使用条件

項目		条件
使用料等	使用料	・使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なります。 ・非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。
	保証金	免除規定があります。
経費等	電気・水道・ガス使用料	団体で負担してください。 (ただし、一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターの設置が必要です。)
	共益費等	団体で負担してください。費用は各住宅の市営住宅自治会ルールによります。
	改 装	室内の改装及び共用部分での工作物設置等が必要な場合は、市の事前承認を得た上で団体の負担で行ってください。また、返還時には現状回復してください。
その他	管 理	住戸は活動団体が責任をもって管理してください。
	期 間	最長 4 年間使用可能。(ただし、1 年毎の更新手続きが必要です。また、4 年経過後に当該住戸が再度プロポーザル募集の対象となった場合において、引き続き住戸の使用を希望するときは、改めて応募していただき、審査を受ける必要があります。)
	駐車場	申込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。(別途駐車場契約が必要です。)
	ごみ・廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用 途	住居としての利用は認められません。

応募者の資格

団地を含む地域全体のコミュニティの活性化につながる活動を行い、以下の 1, 2 全ての条件を満たしている団体(個人での応募は不可)とします。なお、現在活動中の団体も応募が可能です。

- 1 団体の設立趣意書及び定款、もしくはこれに代わるもの(規約、会則等)を有する以下のいずれかの団体で、団体の活動実績が設立から 1 年以上であり、新設、移転、増設等により活動拠点を必要とする団体
 - ・ 特定非営利活動法人(NPO 法人)、または、応募申込み時点で NPO 法人格の取得を予定(申請済み)している団体
 - ・ 地域住民等で組織されている任意の非営利団体(趣味のグループ、サークルは除く。)
 - ・ 税法上の公益法人等(一般財団法人及び一般社団法人については、公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの及び地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体を含む。)
 - ・ 上記以外の普通法人等
- 2 下記に該当しない団体
 - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - ・ 特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
 - ・ 暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体
 - ・ その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

募集の方法・期間などに関する詳しい内容については下記までお問い合わせください。

大阪市都市整備局 住宅部建設課(団地再生) **06-6208-8424**

バーコードリーダー搭載機種をお持ちの方は、右記の画像を読み込んでアクセスできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655767.html>

